

# 時事新報

第七百九十九號  
明治二十年十月二十日 (木曜日)  
舊曆丁亥年九月廿四日 (戌午)  
出刊時間  
八月廿九日 六時十分  
八月三十日 六時十分  
九月一日 六時十分  
九月二日 六時十分  
九月三日 六時十分  
九月四日 六時十分  
九月五日 六時十分  
九月六日 六時十分  
九月七日 六時十分  
九月八日 六時十分  
九月九日 六時十分  
九月十日 六時十分  
九月十一日 六時十分  
九月十二日 六時十分  
九月十三日 六時十分  
九月十四日 六時十分  
九月十五日 六時十分  
九月十六日 六時十分  
九月十七日 六時十分  
九月十八日 六時十分  
九月十九日 六時十分  
九月二十日 六時十分

### 時事新報定價

一版二圓 一版前金五十圓 ○三箇月前金一圓五十圓 ○六箇月前金三圓  
一箇年前金六圓  
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本定價ノ外ニ  
郵月二十六圓ノ郵費ヲ申込セヨ

### 時事新報廣告料前金一行一付

一行廿四字一	一日	六日	七日以上	十五日以上	一月以上
一行廿四字一	八日	九日	十日以上	十五日以上	一月以上

### 時事新報

府と云ひ縣と云ひ將た又郡區町村等の別を設けて今日  
大小の施設其宜きを待る所以は古來の習慣人民の習  
因襲して皆其便に安するものに外ならずと雖も抑も其  
習慣の源を溯りて始めに斯る大小の區畫を設けたるの  
標準を何物ありやと尋ねるに全くは距離の長短往復  
の便不便を本として之を定めざるも疑ふ可らず或は  
土地狹隘なるも人口特に稠密なるが爲め一時行政の都  
合を以て之を別區域と看做しざるの例もあらんれば  
是れは僅又一小部分の話にして其大體より論ずれば  
府縣郡區以下大小政治上の區畫は皆運輸交通の便否如  
何んを察して之を制定したるは事實に於て明白なる所  
あり往日我國にて汽車船が設けざれば勿論、馬車人力  
車の便利さへも開けざりし以前に在りては駕籠に乗り  
馬に跨り陸行して行程僅々十里を踰る能はず江  
戸長崎の間四百里にして四十日の道中も交通不便の當  
日ありては人情ふれに安んじて怪さざりしかども汽  
船開通の今日を成りては船中にて僅々五日と費  
すのみ之を二十年の昔に比較すれば今の東京長崎の  
距離は恰も八分の一に減じて四百里の行程忽ち三百五  
十里を縮めたるに異ならず實に驚くべき變化され其  
交通の便尙ほ之に止まる可らず現今起工中なる東海山  
陽九州三道の鐵道線路聯絡を通ずるも數年の後在り  
とせば其便、ふい東京より二晝夜内外にして長崎に  
達するも容易なるべし汽車の二日は汽船の五日に比  
して又々三日を短縮したる者あり此の如く他の方向  
にも同じく鐵道の便利開けて國中殆んど軌條の蜘蛛網  
を見ざるなきの時に至らば日本如く發達たる小國は八  
十餘州津々浦々何れの所として往來自在ならざるあり  
か行客其行程程れ足らずして興なきを訴ふるの奇談も  
ある可し文明の世界に在りて距離の長短は里數を以て  
計らずして之を通過する時間を標準にするの例なきは  
例へば東京より長崎までの間を二日に通過せれば之を  
四百里と云はせして二日と稱し大坂は一日に足らずま  
て名古屋は何時、埼玉千葉神奈川等の如き近縣地方は  
或は時と以て計るに足らずして何分時間と名け今日日  
本國區の人が歩いて淺草區に行くよりも近きとあらん  
我國の前途遠きも十數年と出なすまで斯る運命に際會  
すると今日より期して待つべきもれば之と同時、  
社會凡百の事物は必ず其面目を一新して隨て彼の行政  
區畫府縣治の別れ如き大に其態を變更せざれば不都合  
なるの事實を見出すとならん今日よる前々よりの仕

來りて地方行政の區畫にも左やで不便利なきが如く  
なれ共文明大勢の進歩する其速力は非常なるものにし  
て遠からず府縣分置の實際に益あらざるを見出すと必  
然なるが故に我輩は經世遠大の策を案じて爰に廢府縣  
の說を開陳せんとするなり

今の地方行政區畫は一廳三府四十一縣より成るもの  
れ共北海道は未だ無人の荒地あして數年前以前開拓使廢  
止の後に一時縣治の制を設けたるも實際の不便を發見  
して遂に全道を其廳の管理に任せて廳政の所内地と  
同日に論ず可らざるもればあらんかれば姑く擱き置る三  
府四十一縣の區畫に至りては必ずしも之と存せざるも  
敢て差支なきを得ざるなり王政維新の前後さるは三百  
の諸侯全國に割據して藩々其政を異にしたるの趣は封  
建郡縣の相違をわかれ恰も日本國中を三百餘の府縣治  
に分割したる者にして藩籍奉還の後に至り更に八十の  
府縣を設置したるは以前の數に比して著き減少さば  
れども大政統一中央集權の治行はれたるの當日さきば  
三百の藩政が八十の府縣に歸して少くも不都合なきの  
さからず後三倍之を減して遂に今日に至りて四十の  
府縣治を縮まりざるは非常の變遷されども去連之が爲  
先に地方の行政に滯滞を生きたるの例證も亦く人民も  
亦その不便を感たりとの談を聞かず唯其地方分畫の  
いよく減するも從て諸般の政務のいよく統一を致  
したる効述は蓋し可らざるのみ八十の府縣を半減し  
ざる同じ其筆法を以て今の四十府縣と更あ又全廢に附  
せんとするは唐突の說に似たり其漫然今の府縣治の數  
を減す可らずと爲すの論こそ無稽なれと申すは既に前  
にも述べたる如く元來地方行政の區畫を定むべき其標  
準は距離の長短往復の便不便を在ると争ふ可らずとせ  
ば鐵道電報郵便汽船運輸交通の便利此上なき今の時勢  
の運命、國政一統の下に復つ又地方の小區畫を必要  
なりとする理由なきは既に現に在りて東京近傍  
及び鐵道通過の數縣と併せ之を中央に統轄して何等の  
不都合あるべきや獨り其不都合を見出す能はざるのみ  
ならず之を廢するも却て煩を去り費を省く法のよま  
て官民の便利はより直接に大なるものなる可き日本  
全國交通の次第に便なるに従ひ府縣分置の要用なきに  
至るの時期遠きに非ずとすれば廢府縣の一説今日より  
之を斷行するの用意あるも大早計にはあらざる可し  
右の如く地方分置の制度を廢止すること要なりと云  
ふも我輩は唯府縣治の區畫に限るのみにして以下郡區  
の組織に至りては素より之を廢止の意なきのみか彌よ  
く府縣治を廢するの時節に際せば其廳の事務分れて  
中央政府に歸するものと郡區役所に渡るべきものと目  
か區別ある可ければ其實任其權限にも亦變更する所  
なかる可らず其邊の考案は之れを他日に譲るとして取  
敢へず我輩は廢府縣の得失を讀者諸君に留さんと欲す  
るものなり

### 御名 御覽

明治廿年 內閣總理大臣伯爵伊藤博文  
十月十八日 陸軍 大臣伯耆大山 藏  
勅令第五十四號

### 陸軍戸山學校條例

第一條 陸軍戸山學校ハ陸軍將校下士ヲ分進シ學生ト  
爲シ步兵戰術射擊體操并ニ劍術ノ原理ヲ研究セシメ  
且其實習ニ關スル教則ヲ一定シテ常ニ内外戰術進  
歩ノ形況ヲ知悉シ步兵ノ教育一般ノ改良ヲ圖ル目的  
トシテ所トス第二條 本校ニ戰術科學生射擊科學生  
體操科學生及教導大隊ヲ置ク第三條 本校ニ左ノ職  
員ヲ置ク一校長 步兵大佐一校務長 步兵中少佐一教官  
步兵大尉及中尉數員 步兵少佐及大中尉數員一軍史軍  
醫一主任一第五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第二十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第三十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第四十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第五十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第六十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第七十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第八十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十一條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十二條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十三條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十四條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十五條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十六條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十七條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十八條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第九十九條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ第一百條 校長ハ陸軍將校ヲ選任シ學務進歩  
ノ責任ヲ負フ

### 勅令

陸軍戸山學校條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布センム

### 英國人民の所得減少

據れば千八百七十九年より  
二萬五千磅に達し此五箇年  
分の五割を所得税の増し  
八十四年より五年に及ぶ  
割合の甚き約百二十

○公賣處分の同 去る六  
事等の契約ありて登記簿  
對し公賣處分をなすと見  
たれば右は明治十年第七  
年太政官第十六號達範  
若し其通知を怠り處分  
金納納の義申出づると  
らすと心得べきやの旨を  
出でたるに右は去る七  
は公賣の際公告に明記  
○債務保險金受取 賦  
五百法と受取りたる旨  
代理公使原敬より通知